

学校施設開放使用の手引き

令和6年度版



白石市教育委員会 生涯学習課

※施設使用の関係でご連絡することがあります。

電話番号の登録をお願いします。

- ・生涯学習課 … 0 2 2 4 - 2 2 - 1 3 4 3
- ・スポーツセンター … 0 2 2 4 - 2 5 - 1 5 3 6

目 次

学校施設開放使用にあたって	1
学校施設開放使用手順	2
施設使用団体登録申請書記載例	3
施設使用許可申請書記載例	4
白石第一小屋外照明使用手順	5
白石市学校施設の開放とは	6
学校施設開放の基本的な考え方	7

学校施設開放の使用にあたって

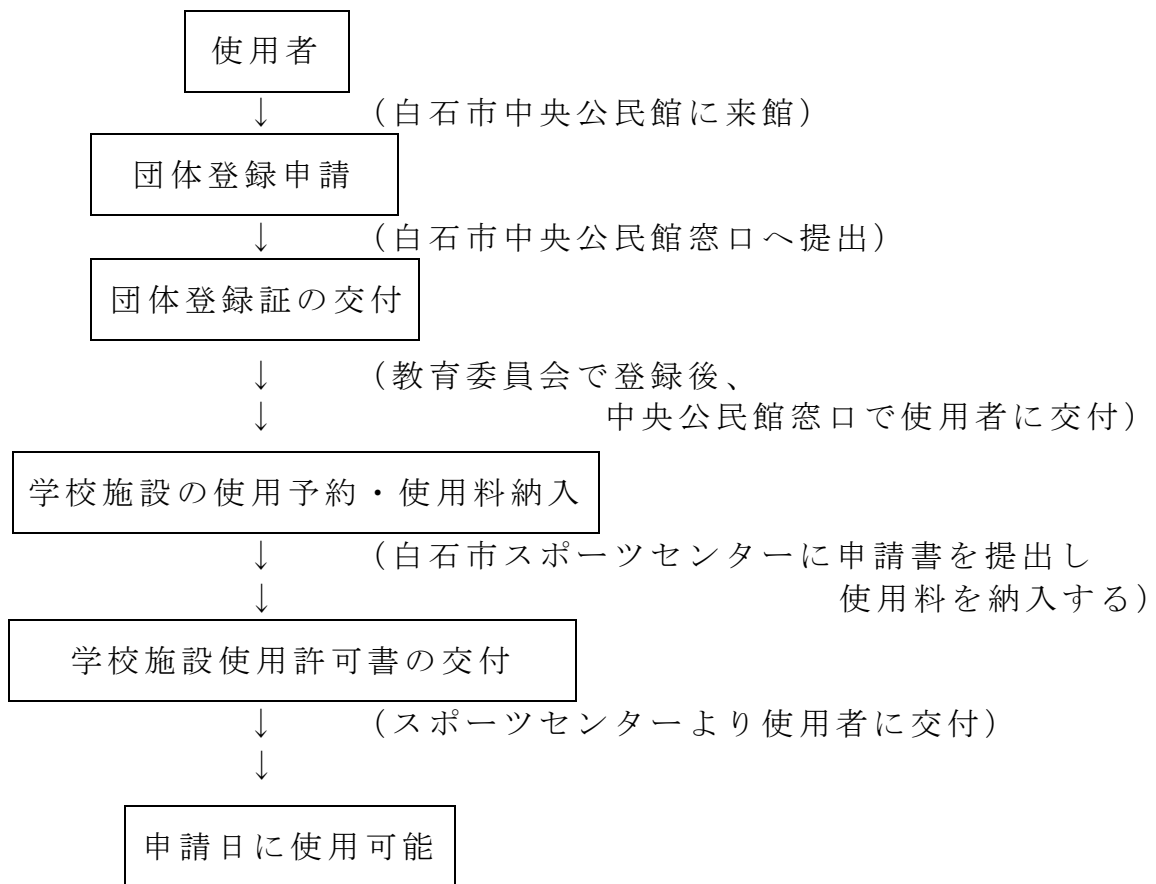
事前に団体登録が必要です。

- 学校施設開放を使用する場合は、白石市教育委員会への登録が必要になります。登録申請は白石市教育委員会生涯学習課（白石市中央公民館内）で行っております。
- 登録する場合は、市内に在住、在勤若しくは在学する者10名以上で構成し、かつ、当該団体に管理責任者として成人が1名以上含まれていなければいけません。なお、登録証の有効期限は最大3年間有効です。
- 登録申請書を記入したら、白石市中央公民館窓口へ提出してください。申請内容を確認後、改めて登録証を交付します。登録証の発行には申請書提出から1週間程度かかります。それ以降の日に中央公民館窓口に取り取りに来てください。
- 申請書記入の仕方（会員名簿）
 - ・ 申請日時点の年齢と自宅若しくは勤務先の電話番号を必ず記入してください。
 - ・ 会員区分欄の該当する区分にマル印を付けてください。
 - ・ 20名を超える場合は、名簿に20名分だけの会員氏名、年齢等を記入してください。
- 使用する学校が複数ある場合は、主に使用する1つの学校の施設名で登録すれば、ほかの学校でも使用できますので、再度登録する必要はありません。

施設使用の方法

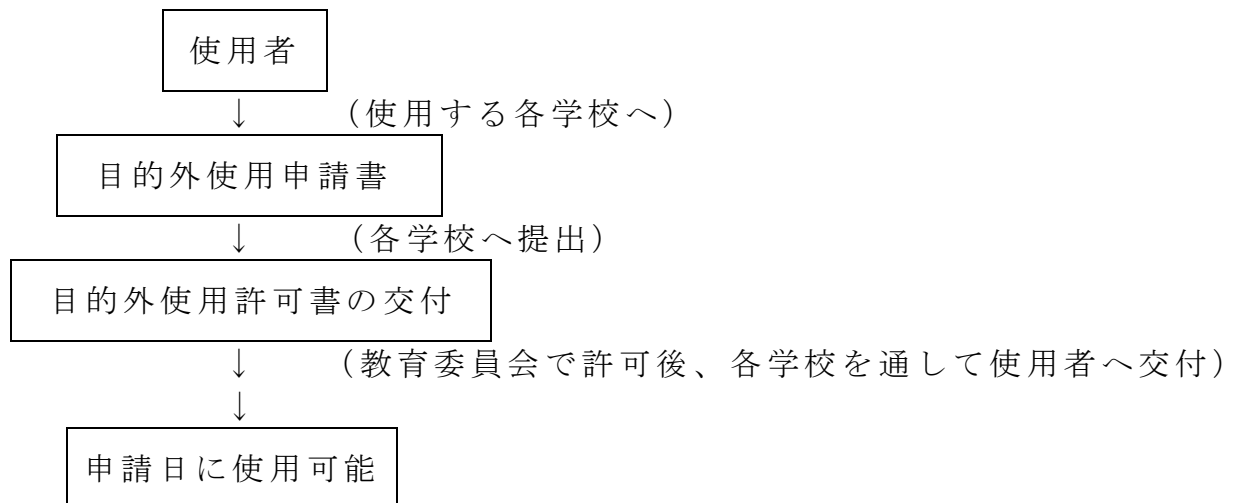
- 施設の使用申し込みは白石市スポーツセンターで行っています。「学校開放施設使用許可申請書」を記入していただき、使用料を納付して頂きます。
- 使用したい日の前月1日から3日前までに申請を行ってください。
学校開放施設の使用は先着順ではありません。定期的に団体の使用がある時間帯は使用が出来ません。空き時間等の確認はスポーツセンターで行えますのでご確認ください。
- 初めて使用する施設の場合は施設使用のルールや体育館利用、鍵の貸出場所など、必ず事前に使用する学校に確認してから使用して頂くことになります。
- ※白石第一小、白石第二小、白石中学校、東中学校は、スポーツセンターで鍵の貸出を行っています。
- ※担当の先生が不在の場合もあります。必ず事前に連絡をとってから伺うようにしてください。

学校施設開放使用手順



○目的外使用の場合（P7の1. ①参照）

※詳しくは、市役所4階教育委員会学校管理課 TEL: 22-1341へ



様式第 1 号

学校開放施設使用団体登録申請書

令和 〇 年 〇 月 〇〇 日

白石市教育委員会 殿

住 所 白石市大手町 1-1

申請者 団体名 白石家庭バレーボール愛好会

責任者名 白石 学

印

白石市立学校の開放施設に係る使用団体として登録したいので、下記のとおり申請します。

施設を使用するときは、白石市立学校施設の開放に関する条例及び規則に定められた事項を遵守し、一切の責任を負うことを誓います。

記

団 体 名	白石家庭バレーボール愛好会						
利 用 目 的	家庭バレーボールの練習						
主たる利用施設	白石市立 白石中 学校 体育館						
責 任 者	氏 名	白石 学	生年月日	S 3 8 . 4 . 1 0		性別	男・女
	住 所	白石市大手町 1-1	どちらか 1 つは日中繋がる連絡先を記入ください				
			電話	2 5 - 2 1 1 1 日中連絡 可・不可			
	勤 務 先	白石市中央公民館	携帯	090-1234-5678 日中連絡 可・不可			
		電話	2 6 - 2 4 5 3 日中連絡 可・不可				
団体構成人数	成人 4 0 人・少年 0 人 ※成人は 2 0 才以上、少年は 2 0 才未満（申請日時点の年齢です。）						
登録希望期間	令和 〇 年 〇 月～令和 〇 年 3 月末日（3 年間を限度とする）						

この申請書には、学校開放施設使用団体の会員名簿を添付のこと。

登録証の番号と有効期限を記入して下さい

決裁欄	校長	係

学校開放施設使用許可申請書

令和 ○年 ○月 ○日
 登録第 ○○-○○ 号
 登録有効期限 令和 ○年 3 月末日
 登録団体名 白石家庭バレーボール愛好会

団体責任者名 白石 学
 住 所 白石市大手町 1-1
 TEL 25-2111

印

白石市教育委員会 殿

学校開放施設を下記のとおり使用したいので許可くださるよう申請します。
 記

使用日時	令和 ○年 6 月 10 日 5 午前 7 時～ 午前 9 時 20 午後 午後
使用施設	白石市立 白石中 学校 (1. 校庭 2. 体育館 3. 社会教育施設 4. 屋外照明施設)
使用目的	種 目 (家庭バレーボール) 練 習
使用人員	18 人
使用料	(有) 750 円 : 無
備 考	使用申込みは、3 日前までに提出すること。

50%減免団体の場合
 70%減免団体ならば、「スポーツ少年団のため」等記入

白石市教育委員会 殿

使用料減免申請書

令和 ○年 ○月 ○日

申請者 住 所 白石市大手町 1-1
 団体名 白石家庭バレーボール愛好会
 氏 名 白石 学

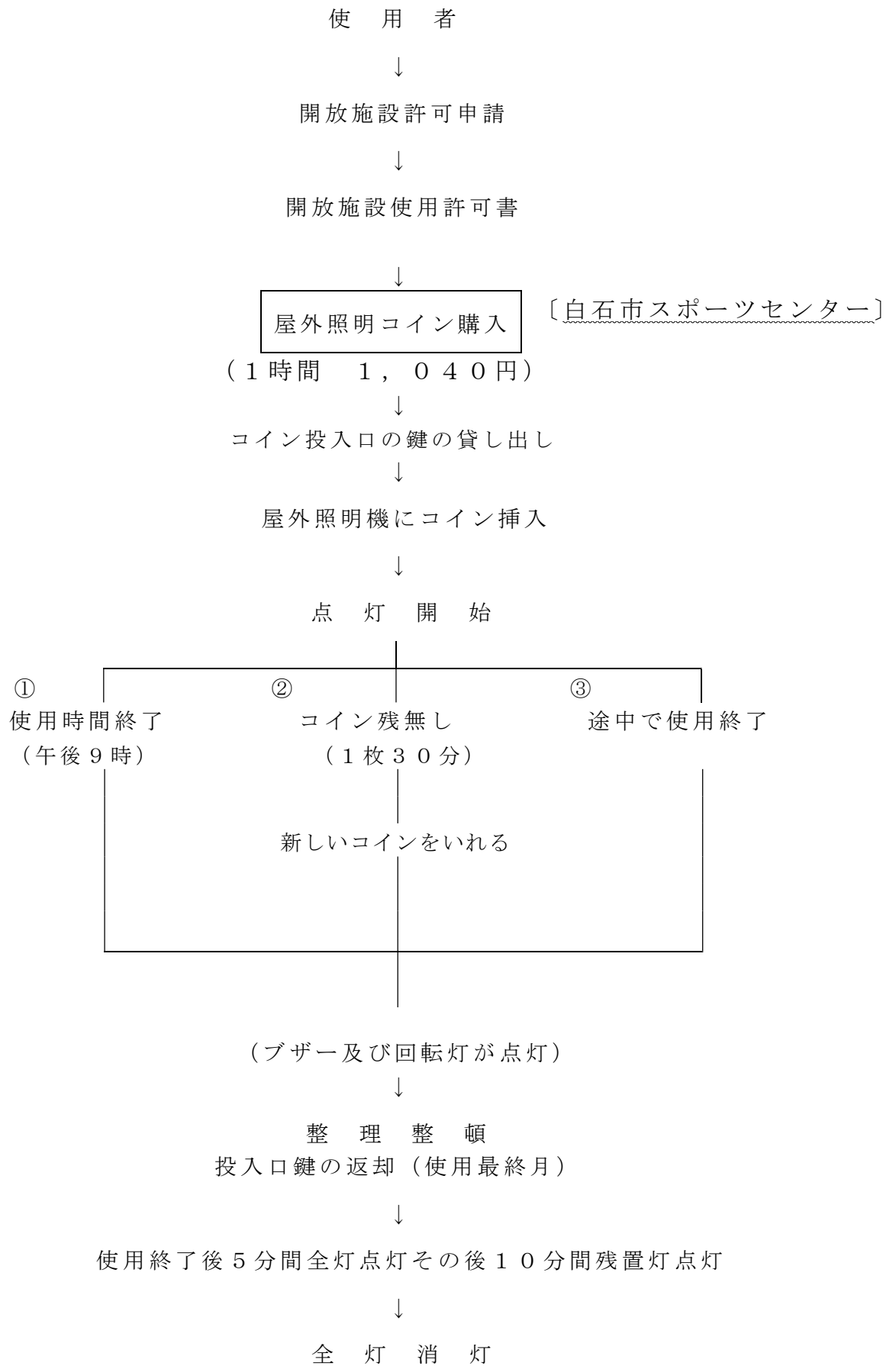
印

下記のとおり使用料を減免くださるよう申請します。
 記

減免申請の理由

登録団体のため

白石第一小学校屋外照明使用手順



白石市学校施設の開放とは

1. 目 的

白石市における社会教育、社会体育、文化振興のため学校教育に支障のない範囲で市内の小・中学校の施設を開放しております。

2. 登録手続き

学校施設を使用する団体は、あらかじめ教育委員会に登録しなければなりません。市内に在住、在勤、若しくは在学する者10名以上で構成し、かつ、当該団体に責任者として成人が含まれていなければなりません。登録手続きは、白石市中央公民館窓口で行います。登録期間は最大3年間で、期限が切れた後は再登録の手続きが必要です。

3. 使用料

各学校体育館、白中武道館、白一小屋外照明施設を使用する場合は使用料を申請時にスポーツセンターで前納しなければなりません。（校庭は無料）

4. 使用できる時間

午前6時～午後9時まで（季節・曜日により使用時間を制限）

5. 使用方法

使用しようとする日の前月1日から使用しようとする日の3日前までに「学校開放施設使用許可申請書」を白石市スポーツセンターに提出してください。使用は先着順ではありません。定期的に使用している団体がいる場合はその団体が優先されます。

また、団体で初めて使用する施設の場合は事前に使用する施設のある学校から説明を受ける必要があります。説明を受ける際は事前に学校に連絡をしてから伺ってください。

※申請先 白石市スポーツセンター 白石市東町一丁目6-1

TEL：0224-25-1536

受付時間9時～21時（休館日：12月29日～1月3日）

6. 白一小屋外照明施設の使用について

屋外照明施設を使用する場合は、白一小校庭の学校施設使用許可を受けた後、白石市スポーツセンターでコインを購入していただきます。照明を使用するためにはコイン投入口の鍵が必要になります。鍵はスポーツセンターで借り受けてください。使用后、鍵は屋外照明機の返却口に投入し返却してください。

7. 使用者の心得

- 1) 使用許可を受けた施設以外は立入らないこと。
- 2) 使用許可を受けた設備、器具以外は使用しないこと。
- 3) 使用終了後は、清掃、整理、戸締りを完全にすること。
- 4) ストーブ等の火気使用器具の使用は厳禁です。
- 5) 学校の施設・敷地内は禁煙です。
- 6) 公共物使用のマナーを守り、学校施設を大切に使用すること。

※体育館内で野球ボール・サッカーボールを使用しての練習をしないこと。施設破損の原因になります。

- 7) 校庭の構造物（遊具、サッカーゴール）を勝手に移動しないこと。
 - 8) その他学校管理上の定めがありますので、教職員の指示に従ってください。
- ※ 鍵の管理は各学校で異なります、必ず事前に使用する学校に確認ください。
- 9) ゴミは必ず持ち帰ってください。

◎上記心得に違反した場合、使用許可の取消し又は使用停止とすることがありますので、ご承知おきください。

8. その他

学校開放施設使用中のケガについては、使用団体で対応すること。
（使用団体で保険に加入する等）

学校施設開放の基本的な考え方

1. 学校施設開放申請と目的外使用申請との違い

① 学校施設開放申請について

- ・ 10名以上の団体で開放施設を社会教育、社会体育の関係で定期的に使用する場合
例) バレーボール愛好会の定期的なバレーボール練習など

② 目的外使用申請について

- ・ 白石市、関係機関が主催する事業
例) 農業祭、春まつり、夏まつり、消防団の練習や演習大会、選挙など
- ・ 市教育委員会関係機関が主催する事業（公民館事業も含む）
例) 地区民体育大会、地区敬老会、地区ソフトボール大会など
- ・ 教育機関が使用する場合
例) 私立幼稚園の行事
- ・ その他公益上特に必要と認めた場合

- ・ 社会教育、社会体育の関係で年1回程度の大会等で使用する場合
例) 仙南地区バレーボール大会、文化講演会、運動会・運動会練習など

③ 学校開放、目的外使用のどちらの申請も必要なし（学校関連活動として取り扱うため）

- ・ P T AがP T A行事（地区P T Aの行事も含む）で使用する場合
- ・ 他校のP T AがP T A行事（地区P T Aの行事も含む）で使用する場合

→使用を希望する団体が各学校に直接申請を行います。

許可後、学校管理課から申請者へ許可書を送付します。

2. 学校施設開放申請における登録すべき団体と減免等について

① 70%減免について

（団体登録し学校開放様式第3号で申請すること。体育館、武道館を使用する場合、減免70%）

- 例) ・ 子ども会の定期的な行事
- ・ スポーツ少年団（単位団）の定期的なスポーツ練習

② 50%減免について

（団体登録し学校開放様式第3号で申請すること。体育館、武道館を使用する場合、減免50%）

- 例) ・ バレーボール愛好会の定期的なバレーボール練習など
- ・ 企業の親睦会などの定期的な家庭バレーボール練習など
- ・ 陸上競技協会の定期的な陸上競技練習